

### 県営住宅等の管理の特例に係る公告

公営住宅法（昭和26年法律第193号。以下「法」という。）第47条第1項の規定により、公営住宅及び共同施設の管理を行うので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成25年3月29日

新潟県住宅供給公社理事長 加茂田俊則

- 1 事業主体に代わって公営住宅及び共同施設の管理を行う地方公共団体又は地方住宅供給公社の名称  
新潟県住宅供給公社
- 2 事業主体に代わって管理を行う公営住宅及び共同施設の名称  
新潟県営住宅条例（昭和35年新潟県条例第6号）に規定する新潟市に所在する県営住宅及び共同施設
- 3 事業主体に代わって行う公営住宅及び共同施設の管理の内容  
法第3章の規定（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の請求、徴収及び減免に関するものを除く。）に基づいて県営住宅及び共同施設の管理を行うこと。
- 4 事業主体に代わって公営住宅及び共同施設の管理を行う期間  
平成25年4月1日から平成26年3月31日まで